

会 告

評議員資格に関する細則の変更

平成17年5月27日の評議員会で会則第12条の規定により変更されました。

細則1:評議員の選任および退任(第1条、第5条の変更)

第1条:評議員候補者(評議員候補者の適格性)

1. 輸血医学に関して業績のあった者
2. 日本輸血学会長が1.以上の業績があるとして推薦した者

「1. 輸血医学に関して業績のあった者」について

下記(1)または(2)の条件をともに満たすこと。

- (1) 会員歴満5年以上の者で下記表により50単位以上の実績があるもの、または日本輸血学会認定医、認定輸血検査技師制度の認定輸血検査技師の資格を有する者
- (2) 筆頭者としての輸血医学に関する論文*が1篇以上あり、且つ、筆頭または共著者としての論文が1篇以上日本輸血学会雑誌に、掲載されている者

***論文とは、日本輸血学会雑誌など査読によって論文の採否を決めている学会誌が原著論文・症例報告・総説として掲載したものとす。**

第5条:評議員の退任

- 1) 評議員は、年齢70歳に達した後、初めて開催される総会評議員会をもってその任を終える。
- 2) **会員資格を失った場合。**
- 3) 会長は、評議員に以下の理由があるときは、評議員審査委員会の承認を経て、評議員の委嘱を解除することができる。
 - ・ **正当な理由無く***、2年以上連続して評議員会を欠席した者。
 - ・ 病気その他の理由により、職務遂行が不可能、若しくは著しく困難になったとき。
 - ・ その他、**職務を行なわせるのが本学会の利益に明らかに反すると認められる****事由が生じたとき。

*正当な理由とは、海外に滞在、公式行事に参加もしくは健康上の理由などを示す。

また、前もって総会評議員会の欠席通知と委任状の提出がない場合は、正当な理由とはならない。

**年会費を2年以上滞納し、督促にも応じなかった者。

・ 幹事選挙等、学会の重大な方針決定における投票権を正当な理由なく2回以上連続して放棄した者。

認定医申請資格審査基準単位		筆頭	共同	備考(共著)
50点以上	原著論文	20	5	輸血医学関連のものに限る
	その他の論文	10	3	同上
	学会等発表	10	2	同上(抄録記録のあるもの)
認定輸血検査技師 資格審査基準単位		筆頭	共同	備考
	原著論文	20	8	輸血医学関連に限る
	その他の論文	10	5	同上
	学会等発表	10	5	同上(抄録記録のあるもの)
		全国	地方	
	学会、講演会、研修会等参加	7	5	輸血医学関連に限る
	学会主催の教育活動等	7	5	輸血医学関連の委員
	技師学校での教育活動		5	